

陛下の新年の「祈り」と私たちの使命



令和5年
1月1日号
第15号
発行
内外政治
研究G
代表 宮田修一



穏やかな新年を迎えた皇居・二重橋

元旦の朝まだき、皇居の宮中三殿では天皇陛下が年初の宮中祭祀である「四方拝（しほうはい）」に臨まれまし。燎（かがりび）が焚かれた庭上に座して伊勢の神宮などを遙拝さ

改憲に向け発信の強化を

憲法改正に向け燭光が射しています。改憲勢力の意見の集約はまだですが、国民の過半数は日本を取り巻く厳しい環境に現実的な反応を示しています。今号から始めた「連載企画」でも触れていますが、本当の勝負は国会を通過した後の国民投票です。マス

「皇位の男系継承」維持は、決して譲れない一線です。平河町通信でも近々特集しますが、旧皇族の男子孫を「皇族の養子」とする法整備に向けて、一層の世論喚起が重要です。選択的夫婦別姓に抗した「旧姓の通称使用」についても同様です。半年前、私たちは安倍晋三という偉大な指導者を失いました。保守陣営は安倍元首相に頼り過ぎ

新連載 シリーズ憲法改正（1）

改正手続き

憲法改正を巡っては、関係者の努力によって「憲法審査会」がようやく動き出しました。衆院の審査会では、9条への「自衛隊明記」や「緊急事態条項新設」なども課題にあがっています。今こそ世論を背に私たち自身が

ん。屋台骨をなくした岸田政権が頼りなく揺らいでいます。しかし、内部争いをしていいる場合はありません。内閣が横道に逸れないよう厳しく見守ることが大切です。

4月には統一地方選があります。内閣支持率の低下もあって厳しい戦いを強いられるベテランの議員の方々もいらっしやると思います。それでも人心が立憲など左派に向いているわけではありません。老婆心ながら、わが国が進むべき道標を示しつつ、子育て支援や若者・お年寄りに向き合った具体的な政策も打ち出し、清新なイメージで勝利をものにしたいと思っています。

動く時です。初回は「改正手続き」の概要について触れます。

■第一段階は「改正原案」の国会への発議（提出）です。国会法は「一定数の国会議員」又は「衆参の憲法審査会」による発議の二通りを想定しています。どちらになるか分かりませんが、議員提出の場合は、衆院なら「100人以上」、参院なら「50人以上」の賛同が必要です。

■改正原案は法律案と同様に衆参両院で審議されます。原案の発議が「国会議員」であれば、憲法審査会に付されて集中審査が行われ、過半数で可決されなければ本会議での採決となります。原案の発議が「憲法審査会」であれば、そのまま本会議で審議・採択となります。

衆参のどちらが先になるかは別として、両院で3分の2以上の賛成で可決されると、国会が正式な「憲法改正案」として発議します。国民

に改正案を「提案」するのです。

■国民投票は発議から60日から180日の間のいずれかの日に行われ、日程は国会が決めます。併せて「国民投票広報協議会」が設置され、「広報」を作成して国民に配り、テレビや新聞でも周知します。

■重要なのは投票までの「国民投票運動」です。詳しくは次回以降に詳述しますが、比較的自由にテレビCMやネットなどで賛成・反対をアピールできます。しかし、発議から最低でも60日（2ヶ月）もあるため、改憲反対派は、あらゆる手段で世論操作を仕掛けるでしょう。国外からの「情報・認知戦」も要警戒です。

■投票ができるのは通常の選挙と同じ18歳以上で、賛成が投票総数の2分の1を超えて承認されると、天皇陛下が国民の名において、改正された憲法を公布します。

衆参のどちらが先になるかは別として、両院で3分の2以上の賛成で可決されると、国会が正式な「憲法改正案」として発議します。国民

【憲法改正投票用紙】

記載欄	欄
賛成	賛成
反対	反対

○注意
一 憲法改正案に賛成するときは、次の欄内の賛成の文字を○の形で囲むこと。
二 憲法改正案に反対するときは、次の欄内の反対の文字を○の形で囲むこと。
三 ○の記号以外は何も書かないこと。